

# 保育者養成課程で身につけてほしい障害児支援の実践力

企画者	小林徹（郡山女子大学短期大学部）・栗山宣夫（育英短期大学）・橋本陽介（宮城大学）
司会者	樫木暢子（愛媛大学）
話題提供者	細谷一博（北海道教育大学）・齊藤勇紀（新潟青陵大学） 相楽典子（仙台青葉学院短期大学）・横畑泰希（東京未来大学）
指定討論者	七木田敦（広島大学）・加藤勝弘（八戸学院大学短期大学部）

KEY WORDS: 保育者 養成課程 実践力

## 【企画趣旨】

第52回大会では「保育者に養成課程で身につけさせるべき障害児支援の専門性」をテーマに、保育士や幼稚園教諭(以下、保育者)の養成校教員が、各々の取り組みを報告し、保育者養成のあり方を議論した。その後、認定こども園の増加や障害者差別解消法の施行等があり、保育者にはさらに多様な実践力が求められている。特に、障害者差別解消法の施行により、保育者には、障害児の受け入れと「合理的配慮」の実践が求められるようになった。従って今後は、養成課程の段階から、障害児支援や「合理的配慮」の実践力を身につけさせる必要がある。本シンポジウムでは、保育者養成校の教員が、各々の取り組みを報告し、養成課程で身につけてほしい障害児支援の実践力を議論する。

## 【話題提供者の趣旨】

### 1. 「幼児早期支援教室」を活用した実践(細谷一博)

平成22年4月より開始した「幼児早期支援教室(きりのめキッズくらぶ)」は、「障害児地域支援臨床」の科目として実施し、特別支援学校の免許取得に位置づいている。本科目は臨床授業として実施しており、実際に地域の幼稚園に在園している3歳～5歳の幼児が複数名参加している。対応する学生は2～3名でグループを作り、担当幼児に対して、指導・支援を行っている。実際の支援教室は、「集団指導(20分)個別指導/小集団指導(30分)」で実施し、園児の下校後にカンファレンスを約90分程度行っている。本授業は、実際に幼児に指導することから、指導計画の作成や保護者との連携、教材の作成などを通して、子どもの行動に目を向けた支援を身につけさせたいと考えている。

### 2. 行動論による講義と演習の効果と保育実践への活用

(齊藤勇紀)

新人の保育者が保育者養成校で学びたかった内容として、具体的な発達支援が挙げられている。上記の課題から齊藤・土居(2016)は、保育者を目指す学生を対象として行動理論に基づく講義と演習を行った。演習では、幼稚園で不適切行動を示す幼児1名を対象として、不適切行動の改善を目指した個別指導を行った。介入前後において対象児の標的行動の増加、学生の指導スキルと省察記録の一部に肯定的な変化が認められた。本シンポジウムでは、2名の学生が実際の保育現場で保育者として、本講義と演習の効果をもどのように役立て、評価しているのかについて検証し、今後の指導のあり方について検討したい。

### 3. 「保育実習(施設)」を通して培う実践力(相楽典子)

保育実習(施設)では、障害児・者施設に配属される学生が多く、そこで初めて「障害」に出会う場合が多い。そのため、偏見や抵抗感を持つ学生もいる。そこで、障害に対する偏見や抵抗感を無くし、現場の実際を知ることが、保育者としての基盤作りであると考えている。その上で、必要な支援を見極め、自ら実践に必要な知識・技術を学ぶ力を身につけてほしいと思っている。そのため、保育実習(施設)

設)の事前指導では学生自身で実習課題を明確にさせ、また事後指導ではそれを振り返り考察させている。この取り組みを通じ、学生には、課題の発見・実践・振り返りの一連のプロセスを定着させ、自分の知識や技術を再構成しながら、学び続ける姿勢を身につけてほしいと考えている。

### 4. 保護者とともに歩むという視点(横畑泰希)

障害児支援に関わる保育者や療育者(以下支援者)にとって、保護者への支援は決して簡単なことではない。支援者の対応や一言で勇気づけられることもあれば、ショックを受けたり不信感を募らせたりすることも少なくない。無論、保護者と支援者との関係性の中で、このようなことを絶対避けられるという保障はない。しかし、少なくとも支援者としてのスタンスはどうあるべきかについて、保育者養成校の教員として学生に考えてもらう必要はあると考えている。例えば、障害児支援とその保護者支援とは、車の両輪の関係にあるということである。これは、「保護者を最も身近な療育者にする」という視点では決してない。悩みや不安を抱える保護者と一緒に考え、一緒に子どもを支援していくという視点である。

## 【指定討論者の趣旨】

### 1. 障害児支援の実践力とはなにか(七木田敦)

平成30年にむけて、幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂が進められている。多くの議論は、「保幼認定こども園と小学校の接続」について費やされているが、「特別な配慮が必要な子ども」について一層の配慮が求められる気配である。最近の「合理的配慮」の声かけとともに、さらなる「一層の配慮」は、幼児期で普通に見られる「発達のよくある振幅」を極端に狭く見立ててしまうのではないかと心配するのは私だけだろうか。個人的には「障害児支援の実践力」はともかくとして、まずは「乳幼児支援の実践力」を着実に身につけ、その力を活かす中で「配慮が必要な子ども」「障害児」支援の実践に結びつけるのが望ましいと考える。

### 2. 子どもを変え、親を変える障害児支援を(加藤勝弘)

「障害児支援」は、保育者の専門的力を高めることが何よりも求められる一方、「子どもを育成する第一義的な責任を負うのは保護者である(児福法第二条2)」ことから、保護者支援を視野に入れたものでなければならない。

「保育者が変われば子どもが変わる」→「子どもが変われば親が変わる」という「保育者・子ども・保護者」の関係性の中で障害児支援を捉え、その実践力をどう高めるかについて議論を深めたい。

(KOBAYASHI Toru, KURIYAMA Nobuo, HASHIMOTO Yosuke,  
KASHIKI Nagako, HOSOYA Kazuhiro, SAITO Yuki,  
SAGARA Noriko, YOKOHATA Taiki, NANAKIDA Atsushi,  
KATO Katsuhiko)